改正後

第九号表　属具表（非自航船以外の船舶に対するもの）（第百四十六条の三関係）

（表　略）

備考

一～五　（略）

六　海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第四十条第一項の許可を受けることを要する工事又は作業（同条第八項の規定によりその許可を受けることとされる工事又は作業を含む。）に従事する船舶（以下「許可工事船」という。）には、第一種緑灯又は第二種緑灯二個、白色ひし形形象物一個及び紅色球形形象物二個を備え付けなければならない。ただし、緑灯は、第三号又は第四号の規定により備え付ける緑灯をもつて兼用することができる。

七～十四　（略）

（船員法施行規則の一部改正）

第五条　船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前

第九号表　属具表（非自航船以外の船舶に対するもの）（第百四十六条の三関係）

（表　略）

備考

一～五　（略）

六　海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第三十六条第一項の許可を受けることを要する工事又は作業（同条第九項の規定によりその許可を受けることとされる工事又は作業を含む。）に従事する船舶（以下「許可工事船」という。）には、第一種緑灯又は第二種緑灯二個、白色ひし形形象物一個及び紅色球形形象物二個を備え付けなければならない。ただし、緑灯は、第三号又は第四号の規定により備え付ける緑灯をもつて兼用することができる。

七～十四　（略）

改正後

（異常気象等の通報）

第三条の二　（略）

②　船長は、次表上段に掲げる船舶の航行に危険を及ぼすおそれのある異常な現象に遭遇したときは、当該異常な現象が存することについて海上保安機関又は気象機関があらかじめ予報又は警報を発している場合を除き、当該異常な現象の種類及び同表下段に掲げる事項を附近にある船舶及び海上保安機関（日本近海にあつては、海上保安庁）に通報しなければならない。ただし、当該異常な現象について、港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第二十四条、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第十六条、水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第二十条、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第七条第二項又は海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第四十三条第一項の規定による報告を行なつたときは、海上保安庁に対する通報は、要しない。

③　（略）

（水先法施行規則の一部改正）

第六条　水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前

（異常気象等の通報）

第三条の二　（略）

②　船長は、次表上段に掲げる船舶の航行に危険を及ぼすおそれのある異常な現象に遭遇したときは、当該異常な現象が存することについて海上保安機関又は気象機関があらかじめ予報又は警報を発している場合を除き、当該異常な現象の種類及び同表下段に掲げる事項を附近にある船舶及び海上保安機関（日本近海にあつては、海上保安庁）に通報しなければならない。ただし、当該異常な現象について、港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第二十五条、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第十六条、水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第二十条、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第七条第二項又は海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第三十九条第一項の規定による報告を行なつたときは、海上保安庁に対する通報は、要しない。

③　（略）

改正後

第二十二条　法第三十五条第一項ただし書の規定による航海に従事した実歴（以下「航海の実歴」という。）は、次の表の第一欄に掲げる港又は水域において、同表の第二欄に掲げる船舶を運航しようとする場合にあつては、それぞれ同表の第三欄に掲げる船舶の船長として、同項ただし

改正前

第二十二条　法第三十五条第一項ただし書の規定による航海に従事した実歴（以下「航海の実歴」という。）は、次の表の第一欄に掲げる港又は水域において、同表の第二欄に掲げる船舶を運航しようとする場合にあつては、それぞれ同表の第三欄に掲げる船舶の船長として、同項ただし